

延長期間後一括受付

長岡市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【2回目】  
（令和3年8月24日～9月16日分）

申請要領

新潟県による特別警報発令に伴い、感染防止対策を徹底し、営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に対し、協力金をお支払いします。

◆支給額

1店舗当たり 60万円～480万円

※複数施設を経営する場合は、施設ごとに「1施設当たりの支給額」を計算し、合算して支給総額を計算します。

※早期受付に申請した事業者の延長期間分の支給額は、1店舗当たり25万円～75万円となります。

◆申請受付期間

令和3年9月17日（金）～10月31日（日）まで（当日消印有効）

※申請は郵送でお願いします。

<特例申請について>

5月の協力金を受給した事業者（又は、8月・9月の早期受付分を受給した事業者）のうち、令和2年度又は令和元年度の年間売上高を用いた「売上高方式」等で全ての施設の支給額を算出されている事業者が、今回も同様の方式で申請する場合、提出書類が省略できます。

詳しくはP2をご確認ください。

## 1 提出書類

**特例申請用** ⇒ P 4

本要領のP6以降を参照した上で、P4の「特例申請 提出書類一覧」に記載がある全ての書類を提出してください。

### [特例申請の対象]

次のいずれかに該当すること

#### 5月（1回目）の協力金受給事業者のうち・・・

- 全ての施設で「令和2年度又は令和元年度の年間売上高」、又は「令和2年1月～令和2年5月まで開店した施設の売上高」を用いた「売上高方式」により算出し受給しており、今回も同様の方式で算出して申請する事業者
- 協力金単価（1施設に対する1日当たりの協力金額）が、全ての施設で2万5千円で算出し受給しており、今回も全ての施設で2万5千円で申請する事業者



**5月（1回目）の「協力金支給（不支給）決定通知書」の写しを添付**

#### 8月・9月（2回目）の早期受付で、初めて協力金を受給した事業者のうち・・・

- 全ての施設で「令和2年度又は令和元年度の年間売上高」、又は「令和2年1月～令和2年8月まで開店した施設の売上高」を用いた「売上高方式」により算出し受給しており、延長期間分も同様の方式で算出して申請する事業者
- 協力金単価（1施設に対する1日当たりの協力金額）が、全ての施設で2万5千円で算出し受給しており、延長期間分も全ての施設で2万5千円で申請する事業者



**8月・9月（2回目）の早期受付の「協力金支給（不支給）決定通知書」の写しを添付**

### [提出を省略できるもの]

- ・ **No.3** 協力金支給総額内訳表、**No.4** 協力金支給額計算フローチャート
- ・ 食品衛生法第52条に定める飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し
- ・ 申請者本人確認書類

### 〈「特例」で申請する際のお願い〉

- ・ 特例の制度は、算出の基となる売上高に関する書類等の提出を省略し、5月（1回目）、又は8月・9月（2回目）早期受付の協力金の支給額を基に算出して支給するものです。該当する全ての算出方法を計算の上で比較し、特例で申請する支給額の方が多い（又は同額である）ことを確認して申請してください。
- ・ 交付決定後の支給額訂正はできません。

**一般申請用** ⇒ P 5

本要領のP6以降を参照した上で、P5の「一般申請 提出書類一覧」に記載がある全ての書類を提出してください。

**[一般申請の対象]**

次のいずれかに該当すること

- 今回初めて協力金の申請を行う事業者
- 要請期間の前期分（8月24日～9月6日まで）を「令和2年度又は令和元年度の8月・9月の合計売上高」で、延長期間分（9月7日～9月16日まで）を「令和2年度又は令和元年度の9月の売上高」を用いて「売上高方式」により協力金を算出して申請する事業者
- 「新規開業（令和2年8月25日以降開店した施設）」の売上高を用いて「売上高方式」により協力金を算出して申請する事業者
- 「売上高減少方式」で協力金を算出して申請する事業者
- 5月（1回目）の協力金を、令和2年度又は令和元年度の5月の売上高を用いて「売上高方式」により算出し受給した事業者
- 5月（1回目）の協力金の受給後に、合併、法人成り、事業承継を行っている事業者
- 5月（1回目）の協力金の受給後に、対象施設に変更がある事業者

**協力金の不正受給は犯罪です！**

- ・協力金支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、支給済協力金の全額と、不正受給日から返還日まで、年利10.95%の割合で算定した追徴加算金を請求します。
- ・協力金の支給審査において、必要に応じて対象店舗の営業時間短縮の取り組みに係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。
- ・以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
  - ✓客を滞在させて営業しているにもかかわらず、時短要請に応じたようにみせかける。
  - ✓既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
  - ✓通常は20時に閉店しているが、21時閉店と偽り、時短要請に応じたように見せかける。
  - ✓飲食店等を運営する事業者でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する。  
例）テイクアウト専門店が店内に飲食スペースがあるように見せかける 等

特例申請用

<特例申請 提出書類一覧>

書類番号	提出書類	チェックリスト
No.1-1	支給申請書兼誓約書【専用書式】 ※特例申請用	<input type="checkbox"/>
No.2	時間短縮営業を行った対象施設情報シート（施設ごと）【専用書式】	<input type="checkbox"/>
	対象施設の外観（施設名が確認できるもの）、及び内観写真	<input type="checkbox"/>
	酒類を提供していることがわかる写真 例）注文メニューの写し、壁面のメニューの写真、仕入伝票・領収書の写しなど	<input type="checkbox"/>
	通常、午前5時から午後8時までの間に営業している状況がわかる写真 例）対象施設の看板の写真、店頭ポスター、ホームページ、チラシなど ※対象施設の名称（店名）がわかるものとしてください。	<input type="checkbox"/>
	延長後の営業時間の短縮の状況がわかる写真（※時短後の営業時間がわかるもの） 例）営業時間の短縮を告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DMなど	<input type="checkbox"/>
	感染防止対策を実施していることがわかる写真 例）アクリル板等の設置、マスク着用推奨、手指消毒の徹底、換気の徹底の様子など 又は、「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店（申請中含む）がわかる写真 例）認証ステッカーか、申請中ポスターの写真 ※認定店（申請中含む）で、午後8時を超えて営業した施設のみ	<input type="checkbox"/>
No.3	（内容が不明）	<input type="checkbox"/>
No.4	（内容が不明）	<input type="checkbox"/>
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p><b>提出不要</b></p> <p>⇒代わりに「<b>支給決定通知書</b>」を提出してください。</p> </div>		
No.5	請求書【専用書式】 ※請求者は申請者（法人の場合は法人名義）と同一としてください。	<input type="checkbox"/>
	請求書別紙 振込口座確認シート【専用書式】 ※振込先口座及び口座名義人が確認できるもの（通帳の見開き面の写し）を貼り付けてください。	<input type="checkbox"/>
—	（内容が不明）	<input type="checkbox"/>
—	（内容が不明）	<input type="checkbox"/>

専用書式：長岡市が定める様式です。市のホームページからダウンロードしてください。

<一般申請 提出書類一覧>

書類番号	提出書類	チェックリスト
No.1-2	申請書兼誓約書【専用書式】	<input type="checkbox"/>
No.2	時間短縮営業を行った対象施設情報シート（施設ごと）【専用書式】	<input type="checkbox"/>
	対象施設の外観（施設名が確認できるもの）、及び内観写真	<input type="checkbox"/>
	酒類を提供していることがわかる写真 例）注文メニューの写し、壁面のメニューの写真、仕入伝票・領収書の写しなど	<input type="checkbox"/>
	通常、午後8時から午前5時までの間に営業している状況がわかる写真 例）対象施設の看板の写真、店頭ポスター、ホームページ、チラシなど ※対象施設の名称（店名）がわかるものとしてください。	<input type="checkbox"/>
	延長後の営業時間の短縮の状況がわかる写真（※時短後の営業時間がわかるもの） 例）営業時間の短縮を告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DMなど	<input type="checkbox"/>
	感染防止対策を実施していることがわかる写真 例）アクリル板等の設置、マスク着用推奨、手指消毒の徹底、換気の徹底の様子など 又は、「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店（申請中含む）がわかる写真 例）認証ステッカーか、申請中ポスターの写真 ※認定店（申請中含む）で、午後8時を超えて営業した施設のみ	<input type="checkbox"/>
No.3	協力金支給総額内訳表【専用書式】	<input type="checkbox"/>
No.4	支給額計算フローチャート【専用書式】 A【白色申告】1施設当たりの協力金支給額計算フローチャート B-1～B-5【青色申告】1施設当たりの協力金支給額計算フローチャート ※A及びB-1からB-5のいずれかの書式を選択、記入し（複数の計算方式に該当する申請者は、支給額が一番多いものを選択）、その書式の裏面を確認の上で売上高がわかる書類（確定申告書等）を添付してください。 ※白色申告の方でも、開業時期等でBの書式を使用する場合があります。 ※B-2、B-3、B-5は、「前期分」と「延長分」の2つについて記入の上、合算して支給額を算出してください。	<input type="checkbox"/>
No.5	請求書【専用書式】 ※請求者は申請者（法人の場合は法人名義）と同一としてください。	<input type="checkbox"/>
	請求書別紙 振込口座確認シート【専用書式】 ※振込先口座及び口座名義人が確認できるもの（通帳の見開き面の写し）を貼り付けてください。	<input type="checkbox"/>
—	食品衛生法第52条に定める飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し ※対象施設ごとに提出が必要です。また、必ず「許可の有効期間」を確認してください。	<input type="checkbox"/>
—	申請者本人確認書類 ※ <b>個人事業主のみ</b> ※運転免許証、パスポート、保険証等のいずれかの写しを提出ください。	<input type="checkbox"/>

専用書式：長岡市が定める様式です。市のホームページからダウンロードしてください。

## 2 支給額の算出方法

### (1) 売上高方式

施設ごとに「1日当たりの売上高」を計算し、それを基に「1日当たりの協力金額」を算出します。複数施設を経営する場合は、施設ごとに算出した協力金額を合算します。

※支給額の算出に用いる売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。

#### A：令和元年度又は令和2年度より開業している施設

●年間売上高で計算 →計算書式 No.4 A・B - 1

〔計算式〕 令和元年の売上高 ÷ 366日 ㊲

令和2年の売上高 ÷ 365日 ㊱

●前期分を8月・9月の合計売上高、延長期間分を9月の売上高で計算

要請期間の前期分（8月24日～9月6日）を8月・9月の合計売上高、延長分（9月6日～9月16日）を9月の売上高を基に算出します。

→計算書式 No.4 B - 2前期分・延長分

〔計算式〕 前期分：令和元年（2年）8月・9月の合計売上高÷61日 ㊳

延長分：令和元年（2年）9月の売上高÷30日 ㊴

いずれか額の多いものを用います。

#### B：令和2年1月以降に開店した施設

●令和2年1月2日から令和2年8月24日まで開店した施設 →計算書式 No.4 B - 4

〔計算式〕 開店日から令和2年12月31日までの売上高の合計を日割り計算 ㊵

※白色申告事業者のみ。

※延長分（令和3年9月7日～9月16日まで）のみの協力金を申請される場合、令和2年9月7日まで開店した施設が対象です。

●令和2年8月25日以降開店した施設 →計算書式 No.4 B - 5前期分・延長分

〔計算式〕 前期分：開店日から令和3年8月23日までの売上高の合計を日割り計算 ㊶

延長分：開店日から令和3年9月6日までの売上高の合計を日割り計算 ㊷

計算した㊲～㊷を、以下の区分にあてはめて協力金額を算出します

売上高（1日当たり） ※令和2年度又は令和元年度	協力金額（1日当たり）	対象期間	支給額 （1施設当たり）
83,333円以下	2.5万円/日	全日24日間 (㊲・㊱・㊳)	60万円
83,333円超250,000円以下	1日当たりの売上高の3割 (千円単位に切り上げ)	前期14日間 (㊳・㊴)	60～ 180万円
250,000円超	7.5万円/日	延長10日間 (㊴・㊷)	180万円



**（2）売上高減少方式**      →計算書式 No.4 B - 3前期分・延長分

要請期間の前期分（8月24日～9月6日）を令和2年又は令和元年の8月・9月の合計売上高と令和3年の8月・9月の合計売上高を基に、延長期間分（9月7日～9月16日）を令和2年又は令和元年の9月の売上高と令和3年の9月の売上高を基にして、1日当たりの売上高減少額や協力金単価を算出して計算します。算出するためには今年の8月・9月の売上高が必要なため、申請は売上高が確定する10月1日（金）以降となります。

大企業は売上高減少方式で算出してください。**※大企業の内、該当する店舗が令和3年8月24日時点で開業から1年未満の場合は、協力金支給の対象外です。**

売上高減少額（1日当たり）	協力金額（1日当たり）	対象期間	支給額 （1施設当たり）
令和2年度又は令和元年度と今年度を比較した1日当たりの売上高の減少額 ※いずれの1日当たり売上高についても、P6の㊦・㊧で計算	1日当たりの売上高減少額の4割（千円単位に切り上げ）  上限額：20万円/日 又は 令和2年度もしくは令和元年度の1日当たり売上高×3割のいずれか低い額	前期14日間  延長10日間	最大480万円

【参考】本協力金における「大企業」とは  
本協力金においては、中小企業基本法第2条第1項で定める以下の中小企業者の2つの要件のいずれにも該当しない事業者を「大企業」と呼びます。

[中小企業者の定義]

業種	資本金 又は 従業員	
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業（飲食業含む）	5000万円以下	50人以下
④ サービス業	5000万円以下	100人以下

<【注意】 合併・法人成り・事業承継の場合>

時短要請月に対象施設を経営する事業者と令和2年度又は令和元年度の事業者が異なっているものの、合併・法人成り・事業承継等、事業の継続性があると認められる場合に限り、過去の売上高を基準に「1施設当たりの支給額」を算出することを認めます。

**【重要】売上高からの消費税額の控除、切り上げ処理等について**

※協力金の算定に用いる売上高は、消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。  
確定申告書の売上額が消費税込金額で記載されている場合、当該月の税率（令和元年9月までは1.08、令和元年10月以降は1.10）で割り返してください。  
※「1日当たりの協力金額」は、千円単位に切り上げます。  
※複数の施設を経営する場合、支給額算出方法を施設ごとに選択することができます。

### 3 申請できる事業者

協力要請の対象施設を営む法人又は個人事業主であって、以下の要件の全てを満たす者を対象とします。

- (1) 長岡市内で食品衛生法第52条に定める営業許可を取得している以下の対象施設を、令和3年8月23日（月）（延長期間のみ申請の場合は令和3年9月6日（月））以前から営業している実態があり、申請時点において営業を継続していること。

対象区域：長岡市全域
対象施設：①接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ など ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条 第1項第1号に該当する営業を行う店舗等
②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む） 【具体例】居酒屋、レストラン、バー、カラオケ店 など

※飲食スペースを持たない店舗、特定の利用者のみ利用に供する施設等は、支給の対象外です。詳細は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金よくあるお問い合わせ」の【支給対象について】をご参照ください。

- (2) 協力要請の対象期間の全ての日において、経営する全ての対象施設が営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと。

対象期間 〈全日〉 令和3年8月24日（火）0時から令和3年9月16日（木）24時まで 〈前期〉 令和3年8月24日（火）0時から令和3年9月6日（月）24時まで 〈延長〉 令和3年9月7日（火）0時から令和3年9月16日（木）24時まで 要請内容：午前5時から午後8時までの営業時間短縮（酒類の提供は午後7時まで）
--

※新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証飲食店（申請中を含む）については、午前5時から午後9時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後8時まで）となります。ただし、従前の営業時間が午後8時を超え午後9時以内の場合は、午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後7時まで）となります。

※「全面的な協力」とは、上記の〈全日〉（24日間）、〈前期〉（14日間）、〈延長〉（10日）の各期間中、全ての日において午前5時から午後8時（新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証飲食店（申請中を含む）については、午前5時から午後9時）までの時間短縮営業に協力いただくことを言います。長岡市内で複数の対象施設を運営している場合は、全ての対象施設において時間短縮営業に協力いただくことが必要です。1つでも要請に協力いただけない対象施設がある場合は支給できません。



※従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している場合は対象外となります。

(3) 感染防止対策を徹底していること。


○主な感染防止対策

① アクリル板等の設置（座席間隔の確保）    ② 食事中以外のマスク着用  
③ 手指消毒の徹底                                    ④ 換気の徹底                                    など

○新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証の取得(申請中を含む)

<業種ごとの感染拡大予防ガイドライン>

URL：<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>



(4) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団（長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

## 4 申請受付期間

令和3年9月17日（金）から令和3年10月31日（日）まで（当日消印有効）

## 5 申請書類等の入手方法

支給申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます。

○ダウンロードページへの進み方

トップ > くらし・手続き > 新型コロナウイルス >

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（2回目：8/24～9/16）

長岡市ホームページ ➡



## 6 申請方法

郵送を基本とします。

宛先：〒940-8501（住所不要） 長岡市事業者向け総合相談窓口 宛

※封筒に「感染症拡大防止協力金申請書類 在中」と大きく記載してください。

※書類に不備があることにより、申請を受け付けられない場合があります。

## 7 その他

- (1) 本協力金の支給に関して、必要に応じ、実地検査や報告を求めることがあります。
- (2) 本協力金の支給の決定後、申請内容に関して、虚偽や不正等が発覚した場合は、支給の決定を取り消します。この際、協力金が支給済みの場合、協力金の返還を求めるとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた追徴加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を合わせて請求します。また、事業者名や対象施設名等の情報を公表する場合があります。
- (3) 長岡市が指定する期間内において、申請内容の不備等を解消するための再度の申請等を申請者が行わなかった場合、申請を辞退したものとみなします。
- (4) 申請内容に関する軽微な修正については、長岡市が補正します。

## 8 お問い合わせ

長岡市事業者向け総合相談窓口

（長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階）

TEL：0258-39-1238（平日午前9時から午後5時まで）

---

電話が混みあっている場合、以下の番号におかけください。

TEL：0258-39-2402（産業イノベーション課）

TEL：0258-39-2228、2298（産業立地課）